

## ♣ 営業権の評価

**Q** : 相続税では、いわゆる暖簾代はどのように評価されるのですか？

**A** : 一定の算式によって評価します。

### 【解説】

暖簾など、企業が持つ信用力や著名力によってもたらされる超過収益力は、営業権として評価することになっています。

その評価方法は、相続税法では、次の①と②のいずれか低い金額に相当する価額によって評価することとされています。

- ① 超過利益金額(注)×営業権の持続年数(原則10年)に应ずる基準年利率による福利年金原価率

(注) 超過利益金額 = 平均利益金額(※) × 0.5 - 企業者報酬の額 - (総資産価額 × 上記の営業権の持続年数に应ずる基準年利率)

(※) 平均利益金額は、次のいずれか低い金額とされています。

- イ) 課税時期の属する年の前年以前3年間の所得金額を基とし、一定の算式によって計算した金額
- ロ) 課税時期の属する年の前年所得の金額
- ② 課税時期を含む年の前年の所得の金額(営業権の価額が相当高額であると認められる著名な営業権については、その所得の金額の3倍の金額)

ただし、超過利益金額が5万円未満である場合や平均利益金額が200万円未満である場合、開業後10年に満たない企業の営業権は評価しなくてよいこととなっています。

